

4月
以降

「子ども手当」が 「児童手当」に変わりました

中学校卒業まで（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の
児童を養育している方に支給される手当です。

※「児童手当法の一部を改正する法律」が平成24年4月1日
から施行されました。



●主な変更点

項 目		平成23年10月分から 平成24年3月分まで	平成24年4月分から	
◆手当の名称		子ども手当	児童手当	
手当月額		所得制限なし	所得制限未満の方	所得制限以上の方
3歳～ 小学生	3歳未満	15,000円	15,000円	5,000円 ※所得制限は平成24年6月分 (10月支給)から実施 ※年収960万円 (夫婦・児童2人)を基準
	第1・2子	10,000円	10,000円	
	第3子以降 ※注意	15,000円	15,000円	
中学生		10,000円	10,000円	
◆法施行時の 認定請求手続き		全ての対象者について 認定請求が必要でした。	3月31日まで「子ども手当」の認定を受けている方で、 4月1日以降も支給要件に該当するときは、「児童手当」 として引き続き認定となりますので、 認定請求は必要ありません。	
◆現況届		なし	6月の現況届は、全ての受給者について提出が必要です。 ※6月上旬に現況届用紙等案内を郵送します。	

※注意：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある養育する対象児童のうちで第3子以降。

ご注意ください！

お子さんが生まれた方、または関市へ転入された方は、**出生日または
前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に認定請求が必要です。**
※公務員の方は勤務先での請求となります。

照会先 子ども家庭課 ☎23-8965 FAX23-7748